

B型・C型ウイルス性肝炎に関する助成制度一覧

無料で受けられます

肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルスに
感染しているか調べます

陽性と分かったら

対象検査は無料です

初回精密検査

陽性者の肝臓の状態を
検査します

治療が必要になったら

治療

抗ウイルス治療や
肝がん・重度肝硬変の治療

経過観察中や治療終了後も
肝がんを発症するリスクがある
ため定期的な受診、検査が大切

所得制限があります

定期検査

経過観察中や治療終了後の方

対象者	肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、感染に不安のある方
実施場所	厚生センター、富山市保健所、県内委託医療機関
自己負担	無料
方法	① 厚生センター：電話にて事前予約（検査の前日まで） ② 富山市保健所：電話にて事前予約（検査の1週間前まで） ③ 委託医療機関：各医療機関に直接お問合せください。

対象者	県や市町村が行う検査・職場の健診・妊婦健診・手術前検査で陽性となった方
自己負担	無料 *対象の検査項目に限ります (申請後、県から指定の口座にお支払いします)
申請期限	原則、陽性判明後1年以内
申請窓口	お住まいの市町村を管轄する厚生センター（支所）あるいは富山市保健所

肝炎治療（抗ウイルス治療）への医療費助成制度	
対象者	慢性肝炎、代償性肝硬変、非代償性肝硬変と診断された方
対象治療	インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療
自己負担額	月額1万円あるいは2万円
申請窓口	お住まいの市町村を管轄する厚生センター（支所）あるいは富山市保健所

肝がん・重度肝硬変治療への医療費助成制度	
対象者	肝がんや重度肝硬変と診断された方 (世帯年収約370万円未満で過去24か月以内に対象治療で高額療養費の 算定基準額を超えた方)
対象治療	・肝がん、重度肝硬変の入院治療 ・肝がんの通院治療 ※ ※ 分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療
自己負担額	月額1万円 (通院は一旦窓口で支払い、申請後、県から指定の口座にお支払いします)
申請窓口	お住まいの市町村を管轄する厚生センター（支所）あるいは富山市保健所

対象者	慢性肝炎、肝硬変、肝がんと診断された方
自己負担	無料～3,000円 *対象の検査項目について毎年度2回まで制度を利用できます (申請後、県から指定の口座にお支払いします)
申請期限	検査を受けた年度末（3月31日まで）まで
申請窓口	お住まいの市町村を管轄する厚生センター（支所）あるいは富山市保健所

クリックすると詳細を
ご確認ください



B型・C型肝炎ウイルスの感染者は国内で約200～250万人いるとされ、**国内最大の感染症**となっています。
感染を放置すると、気づかなくうちに肝硬変や肝がんへと進行する可能性があります。
定期的な検査、適切な治療により進行を予防することができます。
検査や治療が必要な方については一覧のとおり助成を行っています。



◇ 肝疾患に関するご相談は、**肝疾患診療連携拠点病院の相談窓口**にご相談ください。

- ・富山県立中央病院
TEL 076-424-1531（代表）
受付時間 月曜日～金曜日 10時～15時
- ・市立砺波総合病院
TEL 0763-32-3320（代表）
受付時間 月曜日～金曜日 10時～16時

◇ **肝臓専門医・消化器病専門医のいる富山県内の医療機関はこちらをご確認ください。**

<https://www.pref.toyama.jp/documents/2583/senmoniryokikan.pdf>



お問合せ先
富山県厚生部健康対策室健康課がん対策推進担当
TEL 076-444-3224